

## 泉旺同窓会規約改正案

役員（理事・監査役）の定数を次のとおり変更することとし、規約の改正をする。

### 【改正理由】

近年において理事候補者の選出が難しくなっており、理事定数下限を満たさなくなる恐れがあるため。

### 【現規約】

#### 第 24 条 種類及び定数

本会に次の役員を置く。

1. 理事 9 名以上
2. 理事のうち、1 名を会長、2 名を副会長とし、理事会決議により定める。
3. 監査役 2 名以上、監査役は理事と兼任できない。

### 【改正案】

#### 第 24 条 種類及び定数

本会に次の役員を置く。

1. 理事 5 名以上
2. 理事のうち、1 名を会長、2 名を副会長とし、理事会決議により定める。
3. 監査役 2 名以上、監査役は理事と兼任できない。

以上